

# 適正かつ公正な支出管理

## 検討に当たっての基本的な視点

- 社会福祉法人は、公益性の高い社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、その非営利性・公益性に鑑み、役員報酬や取引等について、国民に対する説明責任を果たす必要がある。
- 平成18年の公益法人制度改革においては、国民に対する情報開示を通じて、社会監視の対象とするとの観点から報酬等の支給基準や関連当事者との取引内容の開示等の仕組みが構築された。
- 社会福祉法人については、税制優遇や公金の支出があることも踏まえ、公益財団法人と同等又はそれ以上に役員報酬や取引等における透明性を確保する必要がある。

# 役員報酬について

# 役員報酬について

## 1. 現状

- 社会福祉法人の役員報酬については、社会福祉法人定款準則(通知)において、
  - ① 勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しないこと
  - ② 役員には費用を弁償できること
  - ③ 必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めることとされている。
  
- 社会福祉法人指導監査要綱(通知)により、役員報酬規程等の整備を指導し、監査の対象としている。
  
- 平成26年度より、個別の役員に係る報酬支給の有無を現況報告書の記載項目に加え、公表対象としている。

(参考1)

■ 社会福祉法人定款準則 抄

(役員の報酬等)

第八条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

■ 社会福祉法人指導監査要綱 抄

役員の報酬は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規程等を整備した上で支給していること。

■ 社会福祉法人現況報告書 抄

III 組織

理事	定員		現員		親族等特殊関係者の有無	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	理事報酬 (職員と兼務の場合は支給方法)				理事会への出席回数	
	役職	氏名	職業	任期		親族	他の社会福祉法人の役員	その他	社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	施設長		その他	理事報酬・職員給与ともに支給	理事報酬のみ支給	職員給与のみ支給		支給なし
				～														
				～														
				～														
				～														
				～														

監事	定員		現員		氏名	職業	任期	資格						施設整備又は運営と密接に関連する業務を行う者	監事報酬		理事会への出席回数
	公認会計士、税理士	弁護士	会社等の監査役、経理責任者等	その他				社会福祉事業の学識経験者	地域の福祉関係者	その他	支給あり	支給なし					
													財務諸表等を監査し得る者				
				～													
				～													

(参考2)

■ 理事と職員の兼務状況、役員報酬・職員給与の支給状況

(n=6,620法人)(単位:人)

	役員報酬・職員給与ともに支給あり (平均)	役員報酬のみ 支給あり (平均)	職員給与のみ 支給あり (平均)	役員報酬・職員給与ともに 支給なし (平均)	合計
理事専任	—	1.00	—	2.25	3.25
理事と法人本部(事務局)職員 を兼任	0.02	0.03	0.14	0.03	0.22
理事と施設職員を兼任	0.09	0.02	0.94	0.07	1.11
理事と法人本部(事務局)職員 および施設職員を兼任	0.03	0.01	0.22	0.03	0.28
合計	0.14	1.06	1.30	2.37	4.86

出典:「新たな福祉需要に対応した社会福祉法人の安定的運営のあり方に関する研究」報告書(株式会社三菱総合研究所、平成26年3月)

※調査対象とした社会福祉法人全数(19,793法人、平成25年12月時点)のうち、6,620法人が回答。

## 2. 課題

- 役員報酬について、理事会の議決を経て、理事長が定める現行の仕組みでは、理事が自らの報酬額を決定することとなる。
- 役員報酬について、国民に対する説明責任を果たすことが求められるが、役員報酬の支給基準を定め、公表する仕組みが法令上設けられていない。
- 公益法人制度のように、役員報酬等の水準について公表する仕組みがない。

(参考)

■ 規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- 社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。

# 公益法人における役員報酬の取扱いについて

- 一般財団法人・公益財団法人制度においては、理事及び監事の報酬については定款でその額を定めていないときは、評議員会の決議により決定することとしている。  
【一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条、第197条】
- 公益認定基準として、理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与等)について、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該法人の経理状況等を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準を定めることとしている。  
【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条】
- 公益財団法人における支給基準は、
  - ① 理事等の勤務実態に応じた報酬等の区分 → 常勤役員、非常勤役員の報酬の別等
  - ② その額の算定方法 → 役職、在職年数等により構成される基準等
  - ③ 支給方法 → 報酬等の算定基礎額、支給時期、支給の手段等
  - ④ 支給の形態 → 現金、現物の別等に関する事項を定め、公表しなければならないこととしている。  
【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第3条、公益法人インフォメーションFAQ(内閣府)】
- 公益財団法人では、役員報酬等の総額を閲覧対象としている。  
【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第21条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条等】
- 個別の役員報酬額は、行政庁への報告事項としている。  
【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条等】



(参考1)

■一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) 抄

(理事の報酬等)

第八十九条 理事の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

(監事の報酬等)

第一百五条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

第一百九十七条 前章第三節第四款(第七十六条、第七十七条第一項から第三項まで、第八十一条及び第八十八条第二項を除く。)、第五款(第九十二条第一項を除く。)、第六款(第一百四十二条第二項を除く。)及び第七款の規定は、一般財団法人の理事、理事会、監事及び会計監査人について準用する。この場合において、これらの規定(第八十三条及び第八十四条第一項を除く。)中「社員総会」とあるのは「評議員会」と、第八十三条中「定款並びに社員総会の決議」とあるのは「定款」と、第八十四条第一項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、第八十五条中「社員(監事設置一般社団法人にあっては、監事)」とあるのは「監事」と、第八十六条第一項中「総社員の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する社員」とあり、並びに同条第七項、第八十七条第一項第二号及び第八十八条第一項中「社員」とあるのは「評議員」と、同項中「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」と、第九十条第四項第六号中「第一百四十二条第一項」とあるのは「第一百九十八条において準用する第一百四十二条第一項」と、「第一百一十一条第一項」とあるのは「第一百九十八条において準用する第一百一十一条第一項」と、第九十七条第二項中「社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て」とあるのは「評議員は、一般財団法人の業務時間内は、いつでも」と、同条第四項中「前二項の請求」とあるのは「前項の請求」と、「前二項の許可」とあるのは「同項の許可」と、第一百四十二条第一項中「第七十七条第四項及び第八十一条」とあるのは「第七十七条第四項」と、第一百七条第一項中「第二百二十三条第二項」とあるのは「第一百九十九条において準用する第二百二十三条第二項」と、「第一百七十七条第二項第一号イ」とあるのは「第一百九十八条において準用する第一百七十七条第二項第一号イ」と、同条第五項第一号中「第六十八条第三項第一号」とあるのは「第一百七十七条において準用する第六十八条第三項第一号」と読み替えるものとする。

(参考2)

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) 抄

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

(報酬等)

第二十条 公益法人は、第五条第十三号に規定する報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

2 公益法人は、前項の報酬等の支給の基準を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号) 抄

(報酬等の支給の基準に定める事項)

第三条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。)第五条第十三号に規定する理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

## (参考3-①)公益法人インフォメーションFAQ(内閣府)

### 問V-6-①(役員に対する報酬等)

役員等報酬等支給基準について、「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」のような支給基準とすることは可能でしょうか。

答

1 公益法人の理事等の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や公益法人の経理の状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の非営利性を潜脱するおそれがあり、適当ではありません。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていることを公益認定の基準とした上(公益法人認定法第5条第13号)、当該支給基準は公表するとともに、その基準に従って報酬等を支給することを定めています(公益法人認定法第20条)。更に、この支給基準は、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法等が明らかになるよう定める必要があります(公益法人認定法施行規則第3条)。

2 支給基準において理事等各人の報酬額まで定める必要はありませんが、ご質問いただいたような定め方では報酬科目や算定方法が明らかにされず、認定基準を満たしていないものと考えます。

3 なお、理事の報酬等の支給基準ではありませんが、報酬等の額については、定款で定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議により定めることが必要です(一般社団・財団法人法第89条)。これは、理事が自らの報酬等の額を定めることによるお手盛りを防止するためです。したがって、支給基準に則った場合であっても、理事長が理事の個々の報酬等の額を決定することは認められません。

(注) 理事によるお手盛りを防止するという一般社団・財団法人法の趣旨からは、定款又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないと解されます。

## (参考3-②) 公益法人インフォメーションFAQ(内閣府)

### 問V-6-⑥(役員等に対する報酬等)

報酬等支給基準について、どのような支給の基準を定める必要がありますか。

答

公益法人の役員等に対する報酬等の支給の基準については、公益法人認定法施行規則第3条において、次の4つの事項につき定める必要があるとされています(注1)。

(注1) 対象は、社団法人については理事及び監事、財団法人については理事、監事及び評議員であるため、これらを漏れなく定めていることが必要です。

#### ① 理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分

理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分とは、常勤役員、非常勤役員の報酬の別等をいい、例えば、常勤理事への月例報酬、非常勤理事への理事会等への出席の都度支払う日当等(注2)になります。

(注2) 非常勤の理事等に対する日当等が、交通費実費相当額を超える場合は、報酬等に該当する場合があります。

#### ② その額の算定方法

その額の算定方法とは、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数等により構成される基準等をいい、どのような過程をたどってその額が算定されるかが第三者にとって理解できるものとなっている必要があります。

例えば、役職に応じた一人あたりの上限額を定めたい場合、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については社員総会(評議員会)が決定するという規定は、許容されるものと考えられます(国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可)を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして行政庁に提出していただくこととなります)。

一方、社員総会(評議員会)の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定では、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、認定基準を満たさないものと考えられます。

また、退職慰労金について、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員につ

いては社員総会(評議員会)が決定するという方法も許容されるものと考えられます。(問V-6-④及び⑤参照)

なお、いずれの報酬につきましても、不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていただく必要があります。

#### ③ 支給の方法

支給の方法とは、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込みか現金支給か)等をいいます。

#### ④ 支給の形態

支給の形態とは、現金・現物の別等をいいます。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくとも構いません。

(参照条文)

公益法人認定法施行規則第3条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号。以下「法」という。)第五条第十三号に規定する理事、監事及び評議員(以下「理事等」という。)に対する報酬等の支給の基準においては、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。

公益法人認定法第5条 行政庁は、前条の認定(以下「公益認定」という。)の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一～十二 (略)

十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。

十四～十八 (略)

## (参考4) 役員報酬規程作成例

### 公益財団法人〇〇協会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与及び退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

2 常勤の役員に対する退職手当は、常勤の役員として円満に勤務し、かつ、任期の満了、辞任又は死亡により当該常勤の役員を退任した者に限り、支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
  - (3) 退職手当 別表第3に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、理事会への出席1回につき〇,〇〇〇円とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき〇,〇〇〇円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月〇日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)
  - (2) 賞与 毎年〇月及び〇月
  - (3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により常勤の役員を退任した後〇か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会に出席した都度、支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。
- 4 報酬等は、通貨をもって本人(死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族。以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

役職名	報酬の額
〇〇〇〇	月額 〇〇〇,〇〇〇円
〇〇〇〇	月額 〇〇〇,〇〇〇円

別表第2(第3条関係)

6月の賞与：報酬の月額×〇

12月の賞与：報酬の月額×〇

別表第3(第3条関係)

報酬の月額×在職年数×〇

(参考5)

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) 抄  
(財産目録の備置き及び閲覧等)

第二十一条

2 公益法人は、毎事業年度経過後三箇月以内に(公益認定を受けた日の属する事業年度にあっては、当該公益認定を受けた後遅滞なく)、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を五年間その主たる事務所に、その写しを三年間その従たる事務所に備え置かなければならない。

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

4 何人も、公益法人の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、定款、社員名簿及び一般社団・財団法人法第二百二十九条第一項(一般社団・財団法人法第九十九条において準用する場合を含む。)に規定する計算書類等(以下「財産目録等」という。)について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益法人は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

第二十二条 公益法人は、毎事業年度の経過後三箇月以内(前条第一項に規定する書類については、毎事業年度開始の日の前日まで)に、内閣府令で定めるところにより、財産目録等(定款を除く。)を行政庁に提出しなければならない。

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号) 抄  
(事業年度経過後三箇月以内に作成し備え置くべき書類)

第二十八条 法第二十一条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 キャッシュ・フロー計算書(作成している場合又は法第五条第十二号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。)

二 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(事業報告等の提出)

第三十八条 法第二十二条第一項の規定による財産目録等(法第二十一条第一項に規定する書類及び定款を除く。以下この項において同じ。)の提出は、財産目録等を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

一 第五条第三項第六号に掲げる書類

二 次に掲げる事項を記載した書類

イ 第二十八条第一項第二号に掲げる書類に記載された事項及び数値の計算の明細

ロ その他参考となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要と認める書類

## (参考6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうちの重要なものを記載した書類

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業	自	年	月	日	法人コード	
年度	至	年	月	日	法人名	

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

### 1. 法人の基本情報について

法人の名称	
設立登記日（注）	
法人の目的	
主たる事務所の所在場所	
社員の資格の得喪の条件 （公益社団法人のみ）	
社員の数（公益社団法人のみ）	人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

### 2. 事業活動等について

#### (1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50% <input type="checkbox"/>	50%超 <input type="checkbox"/>
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	円	円
収入>費用の場合の対応		

#### (2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率（①欄の額÷①欄～③欄の合計額）		%
① 公益実施費用額		円
② 収益等実施費用額		円
③ 管理運営費用額		円

#### (3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	円	うち個人から	円
		うち法人から	円

#### (4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	円
-------------	---

#### (5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	円	負債額	円
		正味財産額	円

#### (6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	円
遊休財産額	円

#### (7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額（①欄+②欄の合計額）	円
① 公益目的増減差額	円
② 公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	円

#### (8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	円
（うち、退職手当の額）	円

#### (9) 公益法人認定法に基づく行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無（注）	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>
--------------------	----------------------------	----------------------------

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令でまだ改善がなされていないものを含みます。

(出典) 公益法人インフォメーション

(参考7) 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

【別表F(1)各事業に関連する費用額の配賦計算表(役員等の報酬・給料手当)】  
(役員等の報酬及び給料手当について、配賦基準を明記の上、記載してください。)

事業年度	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

○役員等の報酬

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	役員等の氏名	報酬の額	配賦基準	公益目的事業会計						収益事業等会計						法人会計	
					公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1	他2	共通		小計
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
20																		
ページ 合計																		
役員等の報酬 計																		

記載要領： 下表の水色欄(部分)を記載してください。また、必要に応じて、行を追加・削除してください。

事業年度	自	年	月	日	法人コード	
	至	年	月	日	法人名	

○使用人を兼務する理事の給料手当

(上段:配賦の根拠数値、中段:配賦割合、下段:配賦額)(単位:円)

番号	役職	各事業に関連する費用		配賦基準	公益目的事業会計						収益事業等会計						法人会計	
		役員等の氏名	給料手当の額		公1	公2	公3	公4	公5	共通	小計	取1	取2	他1	他2	共通		小計
1																		
2																		
3																		
合計																		



### 3. 考え方

- 公益財団法人と同様に、役員報酬等は、定款の定め又は評議員会の決議により決定することとしてはどうか。
- 公益財団法人等と同様に、不当に高額なものとならないような理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を定め、公表することを法律上義務付けてはどうか。
- 理事、監事及び評議員に対する報酬等の適正な水準を担保するため、役員等の区分ごとの報酬総額を公表するとともに、個別の役員等の報酬額について所轄庁への報告事項としてはどうか。  
※役員報酬等には、職員給与又は職員賞与として支給される分を含むこととしてはどうか。

関係者への特別の利益供与の禁止等

# 親族等特定の関係者への特別の利益供与の制限

## 1. 現状

○ 役員及びその近親者等関連当事者との取引については、社会福祉法人新会計基準において、財務諸表の注記事項として記載することとし、これを公表している。

※ 一般競争入札による取引等取引の性格からみて、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引や役員に対する報酬等の支払いについては、注記除外事項としている。

○ 注記への記載を求める範囲については、

- ① 関連当事者については、「当該法人の役員及びその近親者」及び「法人役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人」
- ② 関連当事者との取引額が年間1,000万円を超える取引としている。

## 2. 課題

- 公益社団・財団法人制度のように関係者に対する特別の利益供与を禁止する旨の規定が整備されていない。
- 公益財団法人制度において取引内容を情報開示しなければならない関連当事者とされている、評議員や支配法人・被支配法人・同一の支配法人をもつ法人が、社会福祉法人会計基準の財務諸表の注記事項においては、関連当事者とされていない。
- 財務諸表の注記における関連当事者との取引内容の開示について、その対象となる取引の範囲が公益社団・財団法人制度と比して、取引金額の要件により限定されている。

(参考)

■規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定) 抄

- 社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。

# 公益法人における関係者への利益供与の禁止等に係る取扱いについて

## (1) 関係者に対する特別の利益供与の禁止

### ○ 公益社団法人・公益財団法人制度においては、

- ① 法人の社員、評議員、理事、監事、使用人等の法人の関係者
  - ② 株式会社その他営利事業を営む者、特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者
- に対し、特別の利益を与えることを禁止している。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第1条、第2条】

### ○ 「特別の利益」については、「公益認定等ガイドライン」により、

- ① 申請時に提出書類等から利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業内容や実施方法等の具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与や優遇を判断
- ② 認定後は、確定的に利益が移転するに至らなくとも、その恐れがあると認められる場合には報告徴収を求めうる

とされている。【公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)】

<参考> 法人税法上、一般社団法人及び一般財団法人のうち、非営利型法人(課税対象が収益事業のみ)の要件として、特定の個人又は法人に対し、「特別の利益を与えること」がないことを掲げている。

#### ◎法人税法基本通達(※)

令第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

# 公益法人における関連当事者との取引内容の情報開示について

## (2) 関連当事者との取引内容の情報開示について

- 関連当事者との取引について、財務諸表に注記事項として記載することとされている。【公益法人会計基準】
  - ① 関連当事者の範囲 → 公益法人を支配する法人及び支配される法人、公益法人と同一の支配法人をもつ法人、法人の役員又は評議員、それらの近親者
  - ② 注記事項(原則) → 共通・・・関連当事者との関係、取引の内容、金額、条件等  
関連当事者が法人の場合・・・名称、所在地、資産総額、事業内容  
関連当事者が個人の場合・・・氏名、職業
  - ③ 注記除外事項 → 一般競争入札による取引等取引条件が一般取引と同様であることが明白な取引、役員等に対する報酬等
  - ④ 記載対象となる取引金額 → 役員又は評議員それらの近親者との取引については、100万円を超える取引

(参考)

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号) 抄

(公益認定の基準)

第五条

三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

■公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令(平成19年政令第276号) 抄

(特別の利益を与えてはならない法人の関係者)

第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第三号の政令で定める法人の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該法人の理事、監事又は使用人
- 二 当該法人が一般社団法人である場合にあつては、その社員又は基金第百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出者
- 三 当該法人が一般財団法人である場合にあつては、その設立者又は評議員
- 四 前三号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 五 前各号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 六 前二号に掲げる者のほか、第一号から第三号までに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 七 第二号又は第三号に掲げる者が法人である場合にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

(特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者)

第二条 法第五条第四号の政令で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者は、次に掲げる者とする。

- 一 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動(公益法人に対して当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。)を行う個人又は団体
- 二 社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類するものとして内閣府令で定める者の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

■公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン) 抄

3. 認定法第5条第3号、第4号関係<特別の利益>

認定法第5条第3号、第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断する。

なお、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではない。また、「その事業を行うに当たり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。認定後においては、確定的に利益が移転するに至らなくとも、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収(認定法第27条第1項)を求めうる。

(参考)

■法人税法(昭和40年法律第34号) 抄

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。)のうち、次に掲げるものをいう。

- イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの
- ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

■法人税法施行令(昭和40年政令第97号) 抄

(非営利型法人の範囲)

第三条 法第二条第九号のニイ(定義)に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人(清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。)とする。

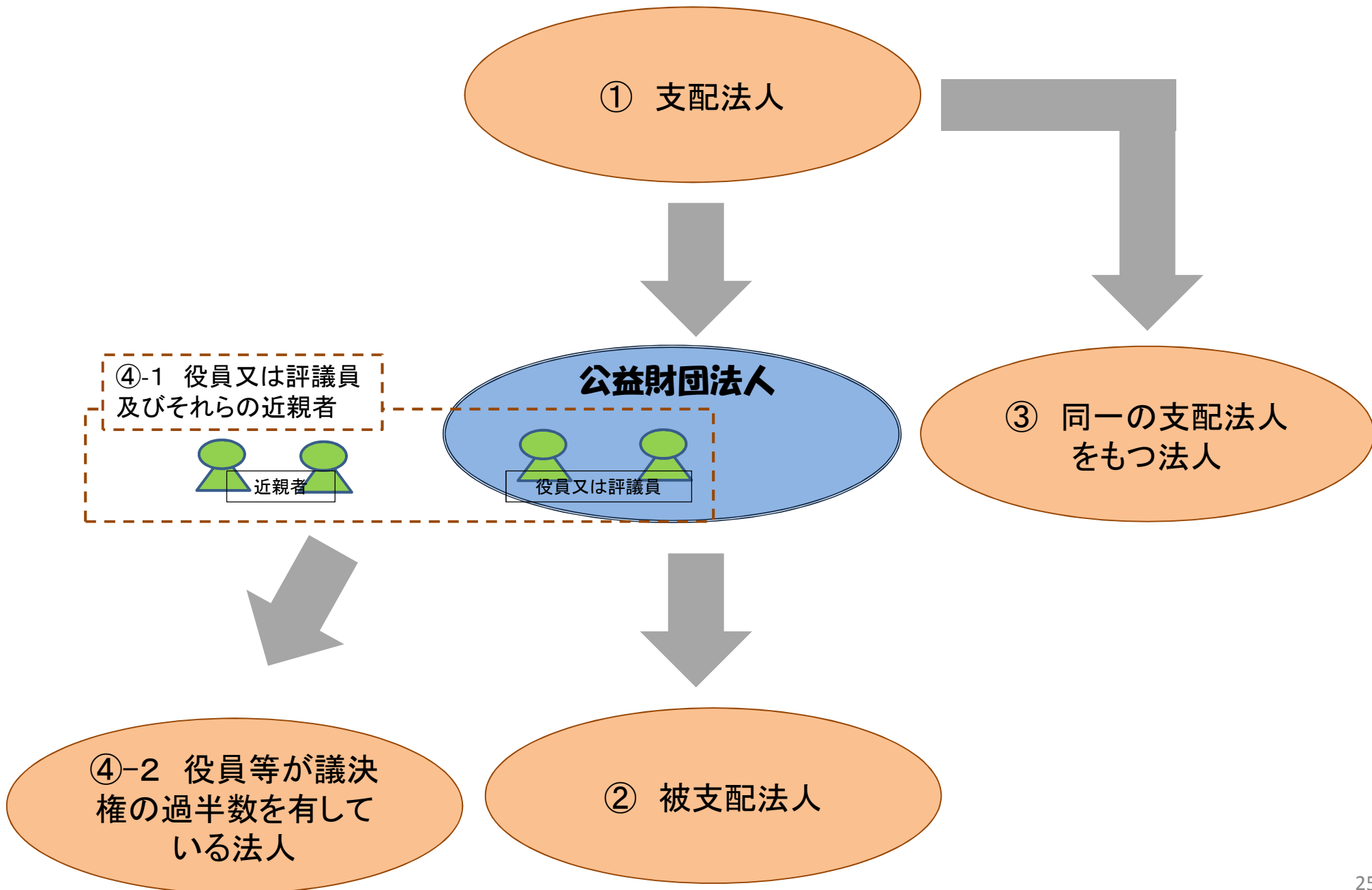
- 一 その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
- 二 その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。
  - イ 公益社団法人又は公益財団法人
  - ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第五条第十七号イからトまで(公益認定の基準)に掲げる法人
- 三 前二号の定款の定め反する行為(前二号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法(合併による資産の移転を含む。)により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。)を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。
- 四 各理事(清算人を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。)について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

2 法人税法第二条第九号のニロに規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する一般社団法人又は一般財団法人(清算中に当該各号に掲げる要件の全てに該当することとなつたものを除く。)とする。

- 一 その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。
- 二 その定款(定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。)に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。
- 三 その主たる事業として収益事業を行つていないこと。
- 四 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
- 五 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体(国若しくは地方公共団体、前項第二号イ若しくはロに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。)に帰属する旨の定めがないこと。
- 六 前各号及び次号に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法(合併による資産の移転を含む。)により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
- 七 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。



# 公益財団法人制度における取引内容を開示すべき範囲



# 関連当事者との取引内容の開示等に係る各会計基準上の取扱い①

	社会福祉法人会計	公益法人会計	学校法人会計	医療法人会計 (社会医療法人限定)
関連当事者	(1) 当該社会福祉法人の役員及びその近親者(P29再掲)  (2) 前項の該当事者が議決権の過半数を有している法人(P29再掲)	(1) 当該公益法人を支配する法人 (2) 当該公益法人によって支配される法人  (3) 当該公益法人と同一の支配法人をもつ法人  (4) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者(P29再掲)  (5) 役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人(P29再掲)	(1) 関係法人  (2) 当該学校法人と同一の関係法人をもつ法人 (3) 当該学校法人の役員及びその近親者(P29再掲)  (4) (3)の者が支配している法人	(1) 関係法人  (2) 当該医療法人と同一の関係法人をもつ法人 (3) 当該医療法人の役員及びその近親者(P29再掲)  (4) 当該医療法人の役員及びその近親者が支配している法人
当該法人を支配する法人	/	【別紙1】	一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には、 ① 一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること ② 法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資を行っていること ③ 法人の意思決定に関する重要な契約等が存在すること	① 当該医療法人の役職員等が他の法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人 ② 他の法人の役職員等が当該医療法人の意思決定機関の過半数を構成する場合の他の法人 ③ 当該医療法人と他の法人のいずれか一方が他方の資金調達額の過半の融資(債務保証を含む。)を行っている場合の他の法人 ④ 当該医療法人と他の法人のいずれか一方が他方の意思決定に重要な契約を有する場合の他の法人
当該法人によって支配される法人	/	【別紙2】		

① 当該公益法人を支配する法人(以下「支配法人」という。)とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいい、次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること

b. 当該法人の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること

c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

d. 当該公益法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半についての融資を行っていること

e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。)に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

また、当該公益法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該公益法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

a. 当該法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者

b. 当該法人によって選任された者又は就任日前5年以内に当該公益法人の評議員に選任されたことがある者

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記ア～ウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして公益法人会計基準注解の注17に定める注記をすることが望ましいものとする。

② 当該公益法人によって支配される法人(以下「被支配法人」という。)とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいい、次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。なお、当該公益法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
- b. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
- c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 他の法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半についての融資を行っていること
- e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該公益法人が自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。)に他の法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。

なお、他の法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記ア～ウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該他の法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

- a. 当該公益法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者
- b. 当該公益法人によって選任された者又は就任日前5年以内に他の法人の評議員に選任されたことがある者

## 関連当事者との取引内容の開示等に係る各会計基準上の取扱い②

		社会福祉法人会計	公益法人会計	学校法人会計	医療法人会計 (社会医療法人限定)
当該法人と同一の支配法人をもつ法人	/	/	支配法人が当該公益法人以外に支配している法人	/	/
当該法人の役員又は評議員※及びそれらの近親者 ※公益法人のみ	<p>ア 役員及びその近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者。 なお、「親族及びこの者と特別の関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととする。)</p> <p>① 当該役員とまだ婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者</p> <p>② 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>③ ①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>イ 役員及びその近親者が議決権を有している法人</p> <p>社会福祉法人の役員のうち、対象とする役員は有給常勤役員に限定するものとする。</p>	<p>ア 役員又は評議員及びそれらの近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者)</p> <p>イ 役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人</p> <p>ただし、公益法人の役員又は評議員のうち、対象とする者は有給常勤者に限定するものとする。</p>	<p>ア 役員及びその近親者(配偶者又は2親等以内の親族)</p> <p>イ 役員及びその近親者が支配している法人</p> <p>役員の出資割合が2分の1以下であり、それだけでは支配しているとはいえない法人であっても、役員 の近親者又はこれらの者が支配する法人の出資割合と合計して2分の1超である法人も該当する。</p>	<p>(1) ア 役員及びその近親者(配偶者及び2親等内の親族)</p>	

## 関連当事者との取引内容の開示等に係る各会計基準上の取扱い③

	社会福祉法人会計	公益法人会計	学校法人会計	医療法人会計 (社会医療法人限定)
注記すべき事項(原則)	<p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容。 なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は近親者の所有割合</p> <p>(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業</p> <p>(3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係</p> <p>(4) 取引の内容</p> <p>(5) 取引の種類別の取引金額</p> <p>(6) 取引条件及び取引条件の決定方針</p> <p>(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容</p>	<p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。 なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p> <p>(7) 同左</p> <p>(8) 同左</p>	<p>(1) 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該会社等の議決権に対する当該学校法人の所有割合</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p> <p>(7) 同左</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p>	<p>(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における資産総額及び事業の内容。 なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該医療法人の所有割合</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>(4) 同左</p> <p>(5) 同左</p> <p>(6) 同左</p> <p>(7) 同左</p> <p>(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p>
注記除外事項	<p>(1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引</p> <p>(2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い</p> <p>(3) 当該学校法人に対する寄附金</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

# 関連当事者との取引内容の開示等に係る各会計基準上の取扱い④

会計基準注解における関連当事者及び重要性の基準		社会福祉法人会計	公益法人会計	学校法人会計	医療法人会計 (社会医療法人)
開示対象範囲	支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引	/	<p>ア 正味財産増減計算書項目に係る関連当事者との取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引は、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引</li> <li>・ 経常外収益又は経常外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増減額について、その取引総額を開示。取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示。</li> <li>・ 指定正味財産増減の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示。 ただし、経常外収益又は経常外費用の各項目及び指定正味財産の部に係る関連当事者との取引は、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般正味財産増減額の100分の10以下となる場合は、開示を要しない。</li> </ul> <p>イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸借対照表項目に属する科目の残高及びその注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務並びに関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引は、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引を開示。 ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等は、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示。</li> </ul>	<p>帰属収入の1/100に相当する金額(その額が500万円を超える場合には500万円)を超える取引については全て注記(閲覧対象)。</p>	<p>関連当事者が法人の場合には、</p> <p>ア 事業収益に係る取引は、本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務収益の合計額の10%超の取引</p> <p>イ 事業費用に係る取引は、本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の合計額の10%超の取引</p> <p>ウ 事業外収益又は事業外費用に係る取引は、それぞれの合計額の10%超の取引</p> <p>エ 特別利益又は特別損失に係る取引は、1,000万円超の取引</p> <p>オ 資産又は負債については、総資産の1%超の残高</p> <p>カ 資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、取引発生総額が総資産の1%超の取引</p> <p>キ 事業の譲受又は譲渡の場合には、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が総資産の1%超の取引</p>
	役員又は評議員※及びそれらの近親者との取引 ※公益法人のみ		ア及びイに掲げる者との取引については、 <u>事業活動計算書項目及び貸借対照表項目</u> のいずれにも係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。	役員又は評議員及びそれらの近親者との取引については、 <u>正味財産増減計算書項目及び貸借対照表項目</u> のいずれに係る取引についても、 <u>100万円を超える取引</u> については全て開示対象とするものとする。	役員及びその近親者との取引については、 <u>100万円を超える取引</u> については全て注記(閲覧対象)。

# 公益財団法人制度における関連当事者の範囲①

## ①支配法人

評議員の構成		理事の構成	契約関係	資金関係	意思決定機関の支配を推測させる事情
当該公益財団法人の評議員会の構成員に占める支配法人の役員等※1の割合(A)	当該公益財団法人の評議員会の構成員に占める緊密な関係がある者※2の割合	当該公益財団法人の理事会の構成員に占める支配法人の役員等※3の割合	重要な契約の有無	資金調達額に占める支配法人からの融資の割合	
50/100超					
40/100以上 50/100以下	及び Aと合わせて 50/100超	又は 50/100超	又は 有	又は 50/100超	又は 有
0以上 40/100未満	かつ 同上	及び 同上	又は 同上	又は 同上	又は 同上

※1: 支配法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者、支配法人によって選任された者又は就任日前5年以内に当該公益財団法人の評議員に選任されたことがある者。

※2: 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者。

※3: 支配法人の役員、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で当該公益財団法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者。



# 公益財団法人制度における関連当事者の範囲②

## ②-1 被支配法人(公益財団法人の場合)

評議員の構成		理事の構成	契約関係	資金関係	意思決定機関の支配を推測させる事情
被支配法人の評議員会の構成員に占める当該公益財団法人の役職員等※1の割合 (A)	被支配法人の評議員会の構成員に占める緊密な関係がある者※2の割合	被支配法人の理事会の構成員に占める当該公益財団法人の役職員等※3の割合	重要な契約の有無	資金調達額に占める被支配法人に対する融資の割合	
50/100超					
40/100以上 50/100以下	及び Aと合わせて 50/100超	又は 50/100超	又は 有	又は 50/100超	又は 有
0以上 40/100未満	かつ 同上	及び 同上	又は 同上	又は 同上	又は 同上

※1: 当該公益財団法人の役員、評議員若しくは職員である者又は就任日前5年以内にこれらであった者、当該公益財団法人によって選任された者又は就任日前5年以内に被支配法人の評議員に選任されたことがある者。

※2: 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者。

※3: 当該公益財団法人の役員、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で被支配法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者。

# 公益財団法人制度における関連当事者の範囲③

## ②-2被支配法人(公益財団法人以外の場合)

議決権		理事等の構成	契約関係	資金関係	意思決定機関の支配を推測させる事情
被支配法人の議決権の割合 (A)	被支配法人の議決権に占める緊密な関係がある者※1の議決権の割合	被支配法人の理事会※2の構成員に占める公益財団法人の役職員等※3の割合	重要な契約の有無	資金調達額に占める被支配法人に対する融資の割合	
40/100以上 50/100以下	及び Aと合わせて 50/100超	又は 50/100超	又は 有	又は 50/100超	又は 有
0以上 40/100未満	かつ 同上	及び 同上	又は 同上	又は 同上	又は 同上

※1: 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者。

※2: 理事会に準ずる機関の構成員を含む。

※3: 当該公益財団法人の役員、評議員若しくは職員である者又はこれらであった者で被支配法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者。

### 3. 考え方

- 公益社団・財団法人制度と同様に、特別の利益供与を禁止する規定を法令上明記すべきではないか。
- 財務諸表の注記対象となる関連当事者の範囲については、公益財団法人制度を参考に、
  - (1) 当該社会福祉法人を支配する法人若しくは当該社会福祉法人によって支配される法人又は同一の支配法人をもつ法人
  - (2) 当該社会福祉法人の評議員及びその近親者に係る要件を加えることとしてはどうか。
  - ※ なお、社会福祉法人の場合は、法人外への資金拠出が制限されていることから、被支配法人の資金調達額に占める当該社会福祉法人からの融資割合に関する要件を設ける必要はないのではないか。
  - ※ 社会福祉法人が株式を保有する場合、営利企業を実質的に支配することがないよう、その保有割合は2分の1を超えてはならないこととされているが、公益財団法人制度については、公益認定の要件として法令上明記されていることから、社会福祉法人制度においても、同様の取扱いとしてはどうか。
- 社会福祉法人会計基準において、財務諸表の注記事項として関連当事者との取引内容の開示の対象となる取引の範囲については、公益法人会計基準と同様に取引額が100万円を超える取引としてはどうか。